

専決第 8 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 10 月 5 日

垂井町長 早 野 博 文

令和 8 年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,665,522 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		千円 308,141	千円 17,000	千円 325,141
	1 繰越金	308,141	17,000	325,141
歳 入 合 計		10,648,522	17,000	10,665,522

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 815,390	千円 17,000	千円 832,390
	2 清掃費	416,693	17,000	433,693
歳 出 合 計		10,648,522	17,000	10,665,522

1 総括
(歳入)

-3-

2 歳 入

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	千円 308,141	千円 17,000	千円 325,141	1 繰越金	千円 17,000	前年度繰越金	千円
計	308,141	17,000	325,141				

3 歳 出

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源	源			区 分	金 額		
					国県支出金	地方債	その他				
2 クリーンセ ンター費	千円 196,817	千円 17,000	千円 213,817	千円	千円	千円	千円 17,000	14 工事請負費	千円 17,000	ろ過式集じん器修繕工事	千円
計	416,693	17,000	433,693	0	0	0	17,000				